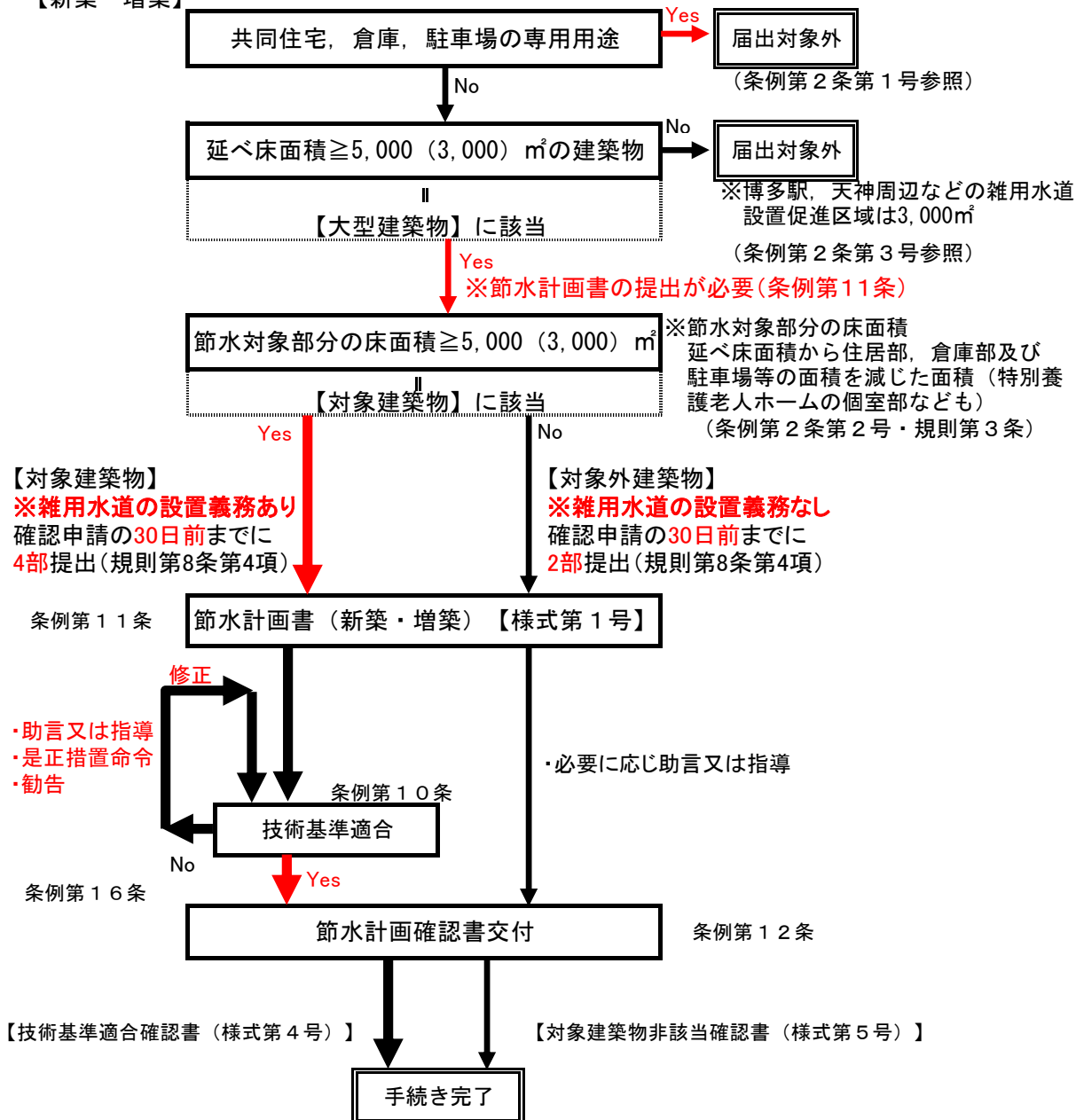


★福岡市節水推進条例に伴う節水計画書手続きの流れ

【新築・増築】



※ (1) 大型建築物や対象建築物に該当しない建築物には
 トイレ洗浄水に雑用水を使用する必要はありませんが、
 節水型便器の使用をお願いします。

(2) 特別養護老人ホーム等の住宅部のトイレ洗浄水には雑用水を使用する必要はありません。

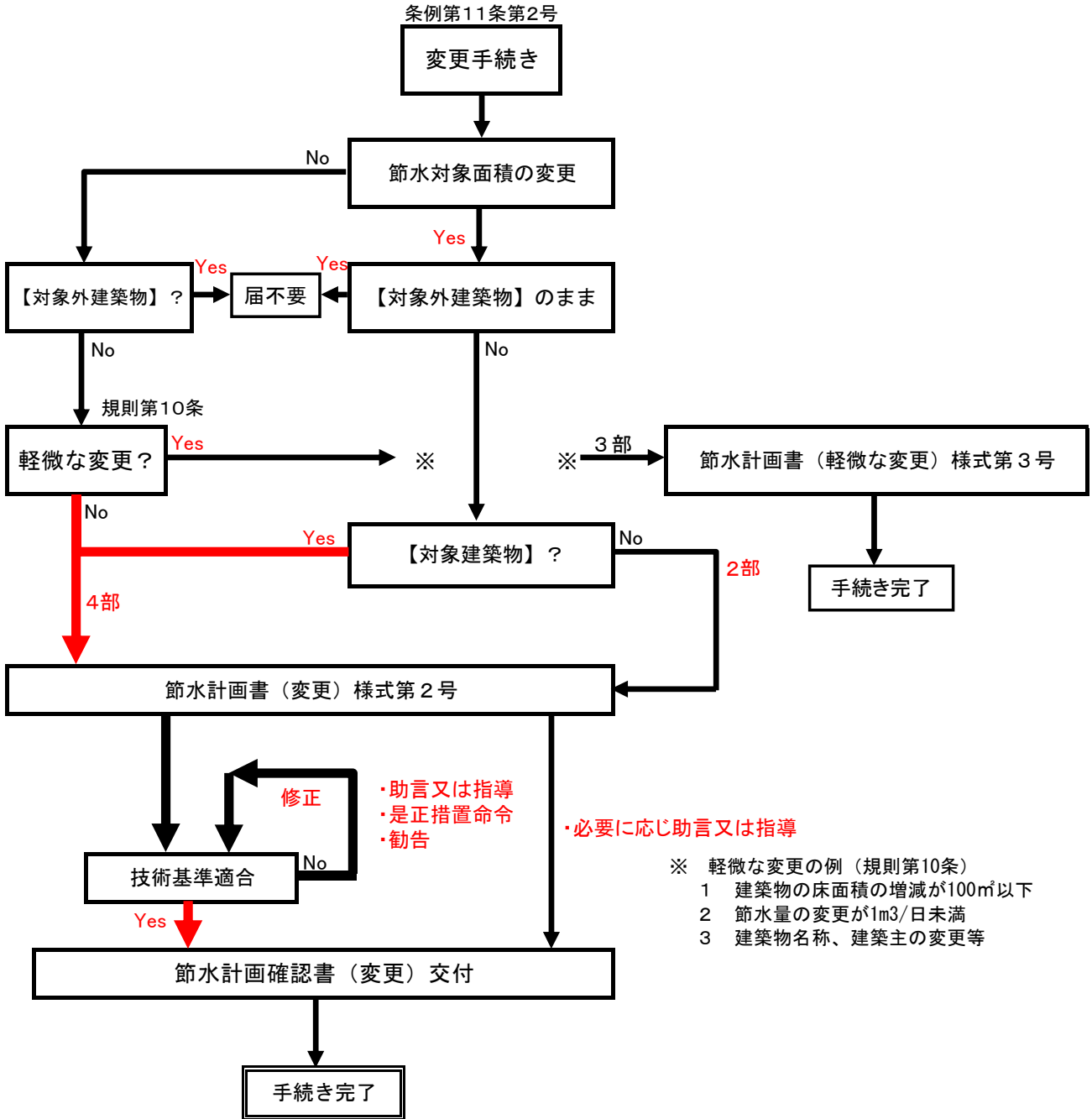
※ 建築確認申請の際は、节水計画確認書の写しを添付し提出して下さい。また节水計画確認書が確認申請に
 間に合わない場合は受付スタンプが押された节水計画書第一面のコピーを添付し、後日节水計画確認書
 と差し替えてください。

※ 関係各課

1. 节水計画書(届出・変更・完了届)	住宅都市局	建築審査課	Tel:711-4583	本庁舎4F
2. 広域再生水手続き関係	道路下水道局	施設調整課	Tel:711-4516	本庁舎7F
3. 下水道料金関係	道路下水道局	下水道料金課	Tel:711-4507	本庁舎6F
4. 水道関係(全般)	水道局	节水推進課	Tel:483-3141	水道局本局(本館)
5. 水道工事関係	水道サービス公社	給水審査課	Tel:791-3280	中央区白金1-17-1
6. 衛生関係	保健医療局	生活衛生課	Tel:711-4273	本庁舎12F

関係各課と協議を行い节水計画書に協議議事録を添付し、ご提出ください。

【変更手続き】非対象建築物は対象建築物に変更になったものが届出対象
それ以外は対象建築物が変更届出の対象



【完了検査】

